

小野市の住宅耐震化補助事業のご案内

小野市では簡易耐震診断を 3,150[※]円で受けていただくことができます。

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の場合。（個人負担：3,150 円、市負担 28,350 円）

～地震から身を守る 3つのステップ～

1. 地震を知る

地震がいつ発生するのか、どの程度の震度になるのか。地震対策のために、まずは地震に関する知識を深めることが大切です。このチラシでは、南海トラフ地震が発生した場合の小野市での被害予測についてまとめています。

2. マイホームの強さを知る

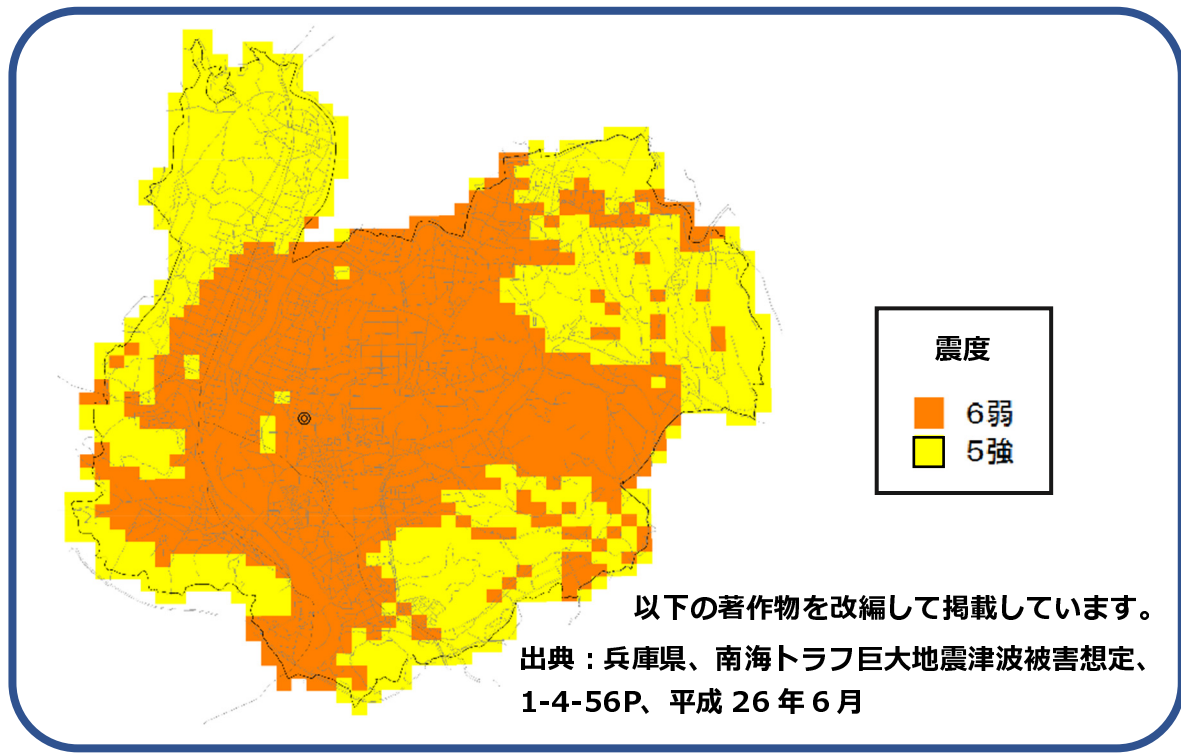
地震に関する知識を深めた後は、マイホームが地震時にどのような被害を受けるかを調べるのが重要です。調べる方法はさまざまありますが、小野市では『簡易耐震診断推進事業』を通じて、一棟 3,150 円から住宅の耐震性能を診断することができます。このチラシでは『簡易耐震診断』について詳しくまとめています。

3. 改修工事を知る

マイホームの被害予想を調べた後は、どのような改修工事を行うかを検討することが重要です。改修工事にはどのくらいの費用がかかるのか、また住みながら工事ができるのかなど、疑問点は建築士に相談してみましょう。このチラシでは、小野市で活用できる耐震化補助事業についてまとめています。工事の費用を抑えるためにも、ぜひご活用ください。

①南海トラフ地震、小野市の被害予想。

今後 30 年の間に、70～80%の確率で起こると言われている、南海トラフ地震。兵庫県の想定によると、南海トラフ地震が発生した場合、小野市の震度は 5 強から 6 弱程度と推測されています。



②『簡易耐震診断』で、マイホームの耐震性能を知る。

小野市では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の場合、1 棟 3,150 円から『簡易耐震診断』を受けることができます。簡易耐震診断では、耐震診断技術者が住宅を調査し、住宅毎に“住宅の弱点”や“住宅の耐震性能の評点”が分かる報告書を作成し、診断を受けられた方にお渡しします。この評点と[耐震改修チャート]や[地震時の被害の様子まとめ]を照らし合することで、地震が起こったときに受ける被害の大きさを予想することができます。

○耐震改修チャート

震度	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
被害					
無被害	1.0 1.3	1.3			
小 破	0.4 0.7	1.0	1.3		
中 破		0.7	1.0	1.3	
大 破		0.4	0.7	0.7 1.0	1.3
倒 壊			0.4	0.4	1.0 0.4 0.7

出典：井戸田秀樹、嶺岡慎吾、梅村恒、森保宏：在来軸組木造住宅における一般耐震診断の評点と損傷度の関係耐震改修促進のための意思決定支援ツールに関する研究（その 1）日本建築学会構造系論文集 第 612 号、pp.125132、2007 年 2 月

耐震改修チャートから、地震時に受ける被害の程度を「無被害」「小破」「中破」「大破」「倒壊」の 5 段階に分けて予測することができます。

地震時の被害の様子まとめでは、「無被害」「小破」「中破」「大破」「倒壊」の被害の程度に応じた、修復の可能性と被害状況を示しています。

○地震時の被害の様子まとめ

	被害の様子	修復の可能性と被害状況
無被害		ほぼ無被害 ・仕上げのモルタル、漆喰などに軽微なひび割れが発生する場合がある ・壁紙にしわが寄ることがある 変形 1cm以下
小破		継続使用可・軽微な補修要 ・部分的なタイルの剥離 ・窓周辺のモルタルなどにひび割れ ・壁紙の部分的破損 ・瓦のずれ、部分的落下 変形 1～5cm
中破		多くの場合避難生活 かなりの修復費用が発生 ・外壁の剥離、脱落 ・窓、扉の開閉不具合 ・内装仕上げの剥離 変形 5～10cm
大破		避難生活・修復困難 ・内外装の激しい剥離 ・大きな柱の傾き ・窓、扉の損壊 ・余震による倒壊の可能性 変形 10cm以上
倒壊		命を落とす危険性大 ・室内空間がなくなる ・近隣への影響大 ・火災発生の可能性大

小野市で活用できる耐震化補助事業

小野市では住宅の耐震診断費用を助成する【簡易耐震診断推進事業】の他にも、計画策定や改修、建替等の耐震化に関する様々な補助制度があります。
お問い合わせは小野市地域振興部まちづくり課建築係【TEL:0794-63-1937】まで。

簡易耐震診断推進事業～住宅の耐震性能を調べたい方に～

補助事業の内容については、表面の「②『簡易耐震診断』で、自分の家の耐震性能を知る。」をご覧ください。
【主な補助要件】

- ・小野市内の住宅であること。
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認申請を受けて建築された住宅であること。

【診断費用(一棟あたり)】
木造：3,150 円 非木造(鉄骨造、RC造等)：6,350 円
※当チラシに記載された事項以外にも、細かな補助要件があります。また、建物の構造によっては、別途診断費用が必要になる場合があります。当チラシでは概要を記載しておりますので、詳細については、小野市役所まちづくり課までお問い合わせください。

～住宅を耐震化したい方に～

改修や建替等に関する8つの補助事業

耐震改修計画・工事パッケージ型補助
計画策定と改修工事の2つの補助を、合わせて申請できるようになりました。

住宅耐震改修計画策定費補助

住宅の改修工事を行う際は、事前に建築士と一緒に工事内容を検討し、計画を策定する必要があります。この補助では、計画策定の費用を助成します。
【補助金額】
補助対象事業費×3分の2(上限20万円)

住宅耐震改修工事費補助

計画策定を行い、工事内容が決まり次第、改修工事に着手します。この補助では、建築基準法で定められている、住宅に最低限必要な耐震性能【評点1.0】を確保する工事の費用を助成します。
【補助金額】
補助対象工事費×5分の4(上限115万円)

屋根軽量化工事費補助

屋根を軽量化することで、地震時に建物の揺れを小さくすることができます。この補助では、木造住宅について、土葺瓦等の重い屋根から桧瓦葺、スレート板、鉄板葺等に軽量化する工事等の費用を助成します。基準等が変更していますので詳細についてはお問い合わせください。
【補助金額】
定額60万円

▼改修前



▼改修後



※写真は一例です。

シェルター型工事費補助

予算の理由等で大掛かりな耐震改修ができない場合は、寝室やリビング等、住宅の内一部屋から耐震補強を行える、耐震シェルターを設置する方法があります。この補助では、耐震シェルターを設置する工事の費用を助成します。基準等が変更していますので詳細についてはお問い合わせください。
【補助金額】
上限60万円
▼耐震シェルター



※写真は一例です。

簡易耐震改修工事費補助

予算の理由などで【評点1.0】以上の耐震性能を確保できない場合でも、【評点0.7】以上の耐震性能を確保することで、命を守るために最低限必要な耐震性能を保つことができます。この補助では【評点0.7】以上確保するための、計画策定と改修工事の費用を助成します。
【補助金額】
補助対象工事費×5分の4(上限60万円)

防災ベッド等設置事業

防災ベッドを設置することで、就寝時に地震に襲われた場合でも身を守ることができます。この補助では、防災ベッドの設置費用を助成します。
【補助金額】
定額10万円

▼防災ベッド



※写真は一例です。

建替工事費補助

住宅の耐震性能が非常に低い場合は、耐震改修工事を行うよりも家を建替の方が耐震性の確保ができ、費用対効果が高くなる場合があります。
この補助では、耐震性が低い戸建住宅を建替する費用の一部を助成します。
【補助金額】
補助対象工事費×5分の4(上限115万円)

【主な補助要件】

- 次のいずれにも該当する住宅
- 1.市内に所在する、耐震基準を満たさない戸建住宅であること。
 - 2.自己の居住の用に供するものであること。
 - 3.昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。
 - 4.住宅耐震改修工事費補助、簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助においては住宅改修業者登録制度又は兵庫県の事業者グループ等の登録を受けた工事業者が工事を行う住宅であること。耐震改修計画・工事パッケージ型補助においては、兵庫県の事業者グループ等の登録を受けた工事業者が工事を行う住宅であること。兵庫県のHPをご確認ください。
- ※当チラシに記載された事項以外にも、細かな補助要件があります。また、補助内容によって、要件も異なります。当チラシでは概要を記載しておりますので、詳細については、小野市役所まちづくり課までお問い合わせください。

【留意事項】

- 1.補助申請を行い、補助金の交付決定を受けてから工事等契約してください。交付決定より先に工事等契約された場合、補助金が交付されません。
- 2.設計期間や工期が年度をまたぐ場合は補助対象となりません。
- 3.年度内に実績報告と補助金の請求手続きが完了出来なかった場合、補助金が交付されません。
- 4.年度毎の予算が無くなり次第受付を終了します。
- 5.耐震化工事費補助の中には合わせて利用できないものがあります。また、過去に住宅に関する補助を受けた方は、補助を受けられない場合があります。